

まきのはら塾講座開設要綱

令和 5 年 4 月 1 日
改正 令和 7 年 9 月 19 日
改正 令和 8 年 8 月 28 日

まきのはら塾規約第 11 条に定める講師が、同第 23 条に定める講座の開設にあたり詳細を定める。

第 1 条（講座開設計画）

- 1 まきのはら塾で講座の開設を希望する者は、講師募集期間中に講座開設計画書を事務局へ提出しなければならない。その際、優先予約対象施設については、開催会場の予約を済ませておくこと。また、まきのはら塾として予約した会場を他の目的で使用してはならない。
- 2 講師 1 名につき複数の講座開設計画書を提出することができる。
- 3 理事会は、講師の氏名、住所及び生年月日を確認し、講座開設計画書に記載された講座が開設要件を満たすと認めたときは、当該講座の開設を承認する。

第 2 条（受講生募集及び講座開設）

- 1 承認を受けた講座については、まきのはら塾が一括して受講生を募集する。
- 2 募集した結果、規約第 23 条第 7 項において講師が定めた最少人数以上の応募があった場合、当該講座を開講しなければならない。また、最少人数に満たない場合については、講師の判断によるものとする。

第 3 条（講座の日程）

- 1 講座の日程は、講座開設計画書に記載した日付とする。ただし、受講生及び事務局へ連絡することで変更することができる。
- 2 講座の時間は、施設予約時間内で講師が定める。ただし、受講生の受講時間を最低 30 分以上確保し、その時間に受講生の準備、片付けの時間を含めることができる。

第 4 条（受講料及び教材費等）

- 1 受講料は、講座 1 回当たり 700 円とする。
- 2 教材費等は、年間又は毎回など発生時期を明記し、発生ごとの金額又は金額の範囲を明記すること。

第5条（共益費）

- 1 共益費は、音楽著作権料等について、理事会が必要と認めた費用とする。
- 2 共益費は、運営費と合わせて徴収する。
- 3 共益費支払いの対象講座は、講座開設計画書にその旨を記載しなければならない。
- 4 共益費は教材費等に含めることができる。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年9月19日第6回理事会）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

附 則（令和8年8月28日第5回理事会）

この要綱は、令和9年度に開講する講座から適用する。